

ビジネス
パートナー
必聴です!

総合資産塾 2018冬

民法の相続分野が**約40年ぶり**に大改正!

これだけは知っておきたい、民法改正を**徹底解説**します!!

昭和55年以来、約40年ぶりとなる民法「相続編」の大改正。「配偶者居住権」の新設や「遺言制度」「遺留分制度」等が大きく見直される為、相続実務にも少なからず影響が出てきます。

今回の総合資産塾では沼津市に事務所を設けている、**山田航司法書士**を講師に迎え、民法改正のポイントを徹底解説していきます!

1. 配偶者の居住権を保護するための方策

・配偶者の居住権を短期・長期的に保護するための方策

2. 遺産分割に関する見直し等

・配偶者保護のための方策
・仮払い制度等の創設

3. 遺言制度に関する見直し

・自筆証書遺言の方式緩和
・自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設

4. 遺留分制度に関する見直し

・遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し
・遺留分の算定方法の見直し

5. 相続の効力等に関する見直し

・相続による権利の承継に関する規律
・義務の承継に関する規律

6. 相続人以外の者を

考慮するための方策



講師：
司法書士山田事務所
山田 航 司法書士

日時：平成30年**12月7日**(金)

◆セミナー 18:30~20:00

(受付開始18:00)

会場：**プラサヴェルデ402会議室**

(沼津市大手町1-1-4)

◆情報交換会 20:00~21:30

※会場等の詳細は追ってご連絡します。

受講料：**セミナー 3,000円 情報交換会 3,000円**

※ビジネスパートナーズクラブ会員の方は、**セミナー受講料無料**です。

定員：**50名様**(定員になり次第締め切りとさせていただきます。)

お申込み・お問い合わせ



経営と、人生と、地域の力になる。
イワサキ経営グループ

株式会社イワサキ経営 / 税理士法人イワサキ

〒410-0022 静岡県沼津市大岡984-1

TEL: **055-922-9870**

FAX: 055-923-9240 (担当: 高橋)

◆12月7日受講申込書◆ FAX: 055-923-9240 ※ご参加お一人様につき一枚ご記入下さい

会社名：	ビジネスパートナーズクラブの、 <input type="checkbox"/> 会員様 <input type="checkbox"/> 非会員様 (会社名・氏名のご記入でお申込みいただけます。)
会社ご住所： 〒	
部署・役職：	ご氏名：
ご連絡先：	参加申し込み： セミナー ・ 情報交換会